

諮問但第4号

但馬海区漁業調整委員会

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づく知事許可漁業の公示について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、下記の知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第58条において読み替えて準用する改正漁業法第42条第3項の規定に基づき、諮問します。

令和3年1月6日

兵庫県知事 井戸敏



記

- 1 小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業機船手繰網漁業、手繰第2種漁業  
自家用餌料びき網漁業）
- 2 敷網漁業（かわはぎ網漁業）
- 3 せん漁業（大型雑魚かご漁業）
- 4 小型いか釣り漁業（県内船、県外船）

以上